

(法第10条第1項関係様式)

平成22年度事業計画書(案)

(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

特定非営利活動法人 宮崎文化本舗

1. 事業活動方針

この法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、生活文化の情報発信の拠点としての宮崎キネマ館の運営を中心に、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター、みやざきNPOハウス、「綾の照葉樹林プロジェクト」事務局、フィルム・コミッション等の事業を継続して行う。また地域自治等の新たな分野への調査・研究・実践事業とし「去川よみがえりプロジェクト」に着手し、「ソーシャル(コミュニティ)ビジネス」のモデル事業及び普及啓発に取り組む。

当法人が指定管理者事業者である「萩の台公園」「宮崎市自然休養村センター」「宮崎市みたま園」「みやざきアートセンター」の4つの施設に関しては、各施設が有機的に連携し利用者のニーズを満たしつつ公的なサービスを市民に提供する場として位置付け、当法人のコーディネート機能を活かして市民活動団体や地域との連携を深め、地域活性化及びまちづくりの活動の一環として推進する。

本年度の方針として「口蹄疫」の被害に対する支援活動を当法人としても積極的にを行うこととし、行政機関、民間事業者、市民団体等と協働して行う。

2. 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業

- 宮崎キネマ館多目的ホール運営事業
- 宮崎市美術展開催事業受託
- 多目的ホール等の貸館事業
- 映像制作に関するコーディネート事業
- アーティストバンク事業

イ 市民活動に関する連絡、助言、援助を行う事業

- 映像ソフトの貸出に関するコーディネート事業
- みやざきNPOハウス運営事業
- 市民活動情報(団体情報・催し情報など)の収集・発信
- 宮崎県NPO活動支援センター補助事業

ウ まちづくりの推進を図る活動

- 「宮崎市自然休養村センター」管理運営指定管理業務受託
- 「萩の台公園運営プロジェクト」管理運営指定管理業務受託
- 「宮崎市みたま園」管理運営指定管理業務受託
- 「みやざきアートセンター」管理運営指定管理業務受託
- 「みやざきフラワーロード・ネットワーク」の事務局代行業業
- 緊急雇用対策「みやざきドゥタンク」事業
- 緊急雇用対策「宮崎フィルム・コミッション」機能充実事業
- 「みやざき国際ストリート音楽祭2010」事務局運営

- 「道守みやざき会議」事務局運営
- 「高千穂通りを愉しくする会」事務局運営

エ 環境の保全を図る活動

- 「綾の照葉樹林プロジェクト推進協議会」の事務局運営協力
- 緊急雇用綾町照葉樹林文化推進業務
- 「宮崎県地球温暖化防止活動推進センター」の運営事業
- 宮崎県地球温暖化防止活動推進関連事業
- 平成22年度二酸化炭素排出抑制対策事業
- 平成22年度宮崎県子ども温暖化防止活動推進員事業
- 「みやざきマイバッグ推進連絡会」の運営

オ 国際協力の活動

- 「宮崎市バージニア・ビーチ市姉妹都市協会」の事務局

カ 情報化社会の発展を図る事業

- 市民活動支援のためのホームページ作成企画

キ 経済活動の活性化を図る事業

- ソーシャル（コミュニティ）・ビジネスの研究・啓発事業
- 地域新成長産業創出促進事業

ク 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- 地域再生ソーシャル・アントレプレナー育成事業
（社会起業家創出支援事業）
- 緊急雇用対策として失業者の雇用を推進する活動

ケ 災害救援活動

- 口蹄疫被害者に対する支援活動のコーディネート

② 事務局コーディネート事業

ア 国際照葉樹林サミット事務局代行

- 主催 同実行委員会
- 実施日 平成22年5月21日～23日
- 備考 口蹄疫拡散防止のため平成23年度へ延期

イ 第15回宮崎映画祭における事務局代行

- 主催 宮崎映画祭実行委員会
- 実施時期 平成22年7月3日～7月9日

ウ その他市民活動団体へのコーディネート事業

- 理事会で承認された事業

③ 広報事業

- ア 情報誌の発行により広報活動を行う。
 - 年6回の発行を基本とする。
- イ インターネットによる広報活動を行う。

④ 当団体ホームページ、およびメールによる広報活動。